

家族滞在ビザ

短期滞在

- 順天堂大学の留学生、外国人研究員や教職員の家族で、日本への90日以内の滞在を予定している場合は、短期滞在ビザを申請してください。
- [外務省 \(MOFA\) のサイト](#)で短期滞在の場合のビザ免除国について確認できます。


申請手順

- 順天堂大学の留学生、外国人研究員や教職員の家族は、自国の日本国大使館または総領事館にてビザを申請してください。

中長期滞在

- 90日以上滞在する場合は、中長期在留者となります。
- 中長期在留者の被扶養者の家族の在留資格は「家族滞在」、ビザも「家族滞在」となります。
- 家族は扶養者の「配偶者」および「子」に限定されます。
- 扶養者は、家族全員についてそれぞれ「家族滞在」の在留資格認定証明書交付申請をしなければなりません。
- 在留資格認定証明書交付申請書（家族滞在）には次の書類が必要です。
 - 扶養者の職業及び収入を証する文書
 - 扶養者のパスポート及び在留カードの写し
 - 結婚証明書（写し）や出生証明書（写し）などの申請人と扶養者との身分関係を証する文書
 - 申請人の生活費用を支弁することができることを証する証明書
 - この他、出入国在留管理庁における審査の過程で上記以外の資料を求められる場合があります。
- 「家族滞在」の在留資格認定証明書交付申請には数ヶ月程度かかる場合があります、申請人数によっても異なります。
- 在留資格認定証明書が交付されたら、ビザを申請してください。
- 在留資格認定証明書は3ヶ月間有効です。有効期間内に、有効なビザとともに入国審査時に提示する必要があります。

申請手順

1. [在留資格認定証明書交付申請書（家族滞在）](#) (EXCEL ) を作成してください。
2. 出入国在留管理庁に次の書類を提出してください。
 - 在留資格認定証明書交付申請書（家族滞在）
 - 返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、404円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの）
 - 在留カードまたは外国人登録証明書
 - 在留資格認定証明書交付申請（家族滞在）に伴う必要書類
3. 出入国在留管理庁から扶養者宛に在留資格認定証明書が郵送されます。
4. 扶養者は家族に在留資格認定証明書を郵送してください。

5. 家族が在留資格認定証明書を受け取ったら、ビザの申請を行うことができます。
6. 審査の結果を JUIC までご連絡ください。